

## 宿泊約款

### [ 適用範囲 ]

#### 第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

### [ 宿泊契約の申し込み ]

#### 第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者氏名
  - (2) 宿泊日および到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### [ 宿泊契約の成立等 ]

#### 第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、お取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### [ 申込金の支払いを要しないこととする特約 ]

#### 第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこ

ととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## [ 宿泊契約締結の拒否 ]

### 第5条

当ホテルは、次に掲げる場合は、宿泊（予約を含む）契約の締結を拒むことができるものとします。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により、客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊の申し込みをしようとする者および宿泊しようとする者が、暴力団・暴力団関係団体およびその関係者、その他反社会的勢力およびその関係者であると当ホテルが判断したとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令または公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、薬物の影響、泥酔その他の原因により、本人の安全確保が困難であるかまたは他の利用客に危険、恐怖感もしくは不安感を与えるおそれがあるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病に感染していることが明らかなきとき。
- (7) 当ホテルが、宿泊に関連して、合理的な範囲を超えるサービスの提供を求められたとき。
- (8) 当ホテルが、天災、施設の故障その他やむを得ない事由により、宿泊の申し込みに応じられないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が東京都旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。

## [ 宿泊客の契約解除権 ]

### 第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、お取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の18時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## [ 当ホテルの契約解除権 ]

### 第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合は、宿泊客がすでに当ホテルの利用を開始した後であっても、当ホテルに何ら賠償責任も生じることなしに、無条件で直ちに宿泊契約を解除することができるものとします。
  - (1) 宿泊しようとする者および宿泊客が、暴力団・暴力団関係団体およびその関係者、その他反社会的勢力およびその関係者であると当ホテルが判断したとき。
  - (2) 宿泊客が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令または公序良俗に反する行為を行ったとき（過去に行ったことが判明した場合を含む）または行うおそれがあるとき。
  - (3) 宿泊客が、薬物の影響、泥酔その他の原因により、本人の安全確保が困難であるかまたは他の利用客に危険、恐怖感もしくは不安感を与えたときまたは与えるおそれがあるとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病に感染していることが明らかなきとき。
  - (5) 当ホテルが、宿泊に関連して、合理的な範囲を超えるサービスの提供を求められたとき。
  - (6) 当ホテルが、天災、施設の故障その他やむを得ない事由により、宿泊客を宿泊させることができなくなったとき。
  - (7) 宿泊客が東京都旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。
  - (8) 宿泊客が、寝たばこ、発火性、引火性物品の持ち込み、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則のうち、火災予防に関する規定に違反したとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## **[ 宿泊の登録 ]**

### 第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、住所および電話番号
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
  - (3) 出発日および出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項なお、ご記入いただいた個人情報につきましては、ご宿泊の目的の達成に必要な場合においてのみ利用し、目的以外に使用することはありません。
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## **[ 客室の使用時間 ]**

### 第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、14時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) チェックアウトタイム以後の利用
  - ① 15 時まで 室料金の30%
  - ② 18 時まで 室料金の50%
  - ③ 18 時すぎ 室料金の全額
- (2) チェックインタイム以前の利用
  - ① 7時まで 室料金の全額
  - ② 7時から14時まで ホテルが規定した追加料金

## [ 利用規則の遵守 ]

### 第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## [ 営業時間 ]

### 第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
  - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
    - ① 門限 24 時間
    - ② フロントサービス 24 時間
    - ③ エクスチェンジサービス 24 時間
  - (2) 飲食等サービス時間：
    - ① 朝食 6:00 ~10:30
    - ② 昼食 11:30 ~14:30
    - ③ 夕食 17:30 ~21:00
  - (3) 主な附帯サービス施設時間：  
マッサージ (18:00~深夜2:00) 他
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## [ 料金の支払い ]

### 第12条

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## [ 当ホテルの責任 ]

### 第13条

1. 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防法等に定められた消防設備点検および防火対象物定期点検を毎年実施しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

### [ 契約した客室の提供ができないときの取扱い ]

#### 第14条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、お取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

### [ 寄託物等の取扱い ]

#### 第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

### [ 宿泊客の手荷物または携帯品の保管 ]

#### 第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項

の規定に準ずるものとします。

## **[ 駐車 の 責任 ]**

### **第17条**

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## **[ 宿泊者 の 責任 ]**

### **第18条**

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## **[ 免責事項 ]**

### **第19条**

当ホテルからのコンピューター通信のご利用にあたっては、ご利用者ご自身の責任において行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルの故意または重過失による場合を除き、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為があり、これにより当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合には、当該損害を賠償していただきます。

## **[ 変更条項 ]**

### **第20条**

1. 当ホテルは、この約款の変更が、宿泊しようとする者および宿泊客の一般の利益に適合するとき、または、その変更が宿泊契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものであるときには、この約款を変更できるものとします。
2. 当ホテルがこの約款を変更する場合には、変更日を定めた上で、予め、宿泊しようとする者および宿泊客に対し、当該変更日、および当該変更内容をインターネットの利用により周知するものとします。
3. 宿泊しようとする者および宿泊客は、本規約の変更に同意できない場合には、宿泊契約を解除できるものとします。

## **[ 言語 ]**

### **第21条**

この約款の英語版と日本語版に矛盾がある場合、日本語版を優先させるものとします。